平成２５年（フ）第８６９号
千葉県船橋市前原西２丁目46番21―307号
債務者　倉持　伸弥
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０５号
千葉市中央区仁戸名町507番地４　アットホームケア仁戸名
債務者　池田　久夫
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３８号
千葉県市原市辰巳台東３丁目26番地８　中西ハイツ101号
債務者　大塚　法一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５２号
千葉市中央区星久喜町1197番地２
債務者　布留川美智子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９６４号
千葉県船橋市二宮１丁目35番３号
債務者　竹鼻　　譲
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６７号
長野市川中島町今里300番地79　古森沢団地Ａ―22
債務者　嶋田　昌一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
長野市青木島３丁目１番地１
債務者　有坂　裕治
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
長野県大町市平572番地34、前住所長野県大町市大町5161番地
債務者　清水　　学
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２０４号
長野県大町市平572番地34、前住所長野県大町市大町5161番地
債務者　清水　晴美
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９１号
長野県諏訪市南町11番地７　ロイヤルガーデン陽光Ｂ207号室
債務者　久保　建二
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３９４号
岐阜市大洞桐が丘１丁目22番地　大洞緑団地桐が丘2022号室
債務者　髙井加奈巳
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
三重県津市久居桜が丘町1900番地107
債務者　西井　　敦
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１５号
三重県津市半田891番地１　コーポ旭102号
債務者　池田左知生
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３１号
滋賀県愛知郡愛荘町野々目85番地１　ヴィラアンソレイエⅡ101号、前住所滋賀県東近江市中小路町570番地１
債務者　佐久本　茜
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３６９号
奈良県生駒市喜里が丘２丁目７番９号
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３７２号
奈良県桜井市大字外山337番地の１
債務者　土野　克也
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３７３号
奈良県桜井市大字外山337番地の１
債務者　土野　智枝（旧姓谷井）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所